

第93回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始します。）

開催場所

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン(株)本社1階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件



人の感性に
寄り添う
テクノロジーで
未来をつくる

私たちが目指すのは、人の感性ともがシームレスにつながる世界。
期待を超えるイノベーションを生み出し、持続可能な社会をつくります。

本表紙のグラフィック及びコピーは、当社が掲げる企業ビジョン2035を表現したものです。

証券コード：6770

ALPSALPINE 株式会社

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ここにご案内申し上げます。

2026年3月期における当社連結業績につきましては、前期比で増収、営業増益となり、当社として初めて売上高1兆円を超え過去最高を記録しました。これは、車載・モバイル・民生各市場向け製品が期初より堅調に推移したことに加え、従来より進めておりますノンコア事業の整理、不採算製品の縮小、生産地の集約並びに事業ポートフォリオの転換が着実に進捗し、収益力の向上につながってきたという結果の顕れであります。

2025年度に始動した3カ年の中期経営計画2027では、2027年3月期にPBR1倍、2028年3月期にROE10%の達成を経営目標として掲げておりましたが、PBR1倍については1年前倒しで達成することができました。

中期経営計画2年目となる2027年3月期につきましては、中東情勢の影響やメモリー及び原材料価格の高騰など、事業環境は引き続き厳しい状況が見込まれますが、これらのリスク要因を十分に織り込みながら、各種施策を着実に推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年5月

代表取締役 社長 CEO
泉 英男



企業理念

アルプスアルパインは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。

経営姿勢

1. 価値の追究
私たちは、新たな価値の創造を追究する経営を目指します。
2. 地球との調和
私たちは、地球に優しく環境に調和する経営を目指します。
3. 社会への貢献
私たちは、社会の利益と発展に寄与する経営を目指します。
4. 個の尊重
私たちは、社員の情熱を引き出し活かす経営を目指します。
5. 公正な経営
私たちは、世界的な視点に立った公正な経営を目指します。

証券コード6770
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株主各位

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役 泉 英 男
社長 CEO

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.alpsalpine.com/j/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「IRイベント」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アルプスアルパイン」又は「コード」に当社証券コード「6770」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は郵送によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年6月24日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
（午前9時 受付開始予定）
2. 場 所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン(株)本社 1階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - ・報告事項 1) 第93期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第93期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
 - ・決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集に当たっての決定事項
3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. 株主さまへお送りする書面についてのご案内

電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載せず、前記各ウェブサイトのみに掲載されています。なお、監査等委員会及び会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しています。

[事業報告] [業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況]

[連結計算書類] [連結株主資本等変動計算書] [連結注記表]

[計算書類] [株主資本等変動計算書] 及び [個別注記表]

本招集ご通知及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上


-
- 1) 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせします。
<https://www.alpsalpine.com/j/ir/index.html>
 - 2) 株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類（5頁～27頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法があります。書面（郵送）（B）又はインターネット等（C）の方法を推奨します。

A 株主総会への出席による
議決権行使




議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

B 書面（郵送）による議決権
行使



議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで

C インターネット等による
議決権行使



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

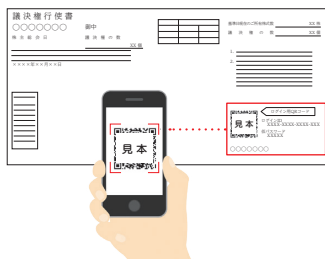
なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問のご案内

当社ウェブサイトのお問い合わせ欄をご活用いただき、事前に本総会の「議案等に関するご質問」、当社経営陣へのご意見・ご質問などをお寄せください。

<https://www.alpsalpine.com/j/common/inquiry.html>



株主さまのご関心の高い事項につきましては、株主総会や当社ウェブサイトにおいて取りあげさせていただく予定です。

株主総会オンデマンド配信のご案内

当日の株主総会の模様の一部は、後日以下記載の当社ウェブサイトにて公開を予定しております。

<https://www.alpsalpine.com/j/ir/events/meeting/>



株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の配当の件

当期の剰余金の配当については、当社の株主還元基本方針に基づき、当期の業績の状況、経営環境等を勘案し、以下のとおり期末配当を実施したく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金32円といたしたく存じます。なお、この場合の配当総額は6,243,667,552円となります。なお、昨年11月に中間配当金として1株につき30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき62円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日（金曜日）

<ご参考>

当社の株主還元の基本方針について

中長期的に安定的かつ継続的に還元するためにDOE（自己資本配当率）を基準として採用のうえ、3%を目安としています。本方針は2024年度から開始し、原則として4年間運用し、2028年度から始まる中期経営計画2030のタイミングで必要な見直しを行います。

なお、当該期間中においても、大きな経済危機など想定外の事態が発生した場合は、見直すことがあります。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は定款第21条第1項の定めにより任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

また当社取締役会は22頁から23頁記載の「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」に基づき各候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたくうえで決定しています。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。なお、本議案に関する監査等委員会からの意見については15頁をご参照ください。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	いずみ ひでお 泉 英男 再任	男性	代表取締役 社長 CEO	100% (12/12回)
2	こ だいら さとし 小平 哲 再任	男性	代表取締役 専務執行役員 COO 兼 CFO	100% (12/12回)
3	わたなべ よしかつ 渡辺 好勝 新任	男性	常務執行役員 モビリティ事業 本部長	—
4	あい はら まさみ 相原 正巳 新任	男性	常務執行役員 電子デバイス事 業本部長	—
5	ふじ え なおふみ 藤江 直文 再任 社外 独立	男性	取締役	100% (12/12回)
6	お き のりこ 隠樹 紀子 再任 社外 独立	女性	取締役	100% (12/12回)
7	だ て ひでふみ 伊達 英文 再任 社外 独立	男性	取締役	100% (12/12回)

(注) 各取締役候補者の取締役会出席状況は、2025年度の出席状況を記載しています。



候補者番号

1

いずみ
泉

ひで
お
英男

(1964年6月25日生)

再任

男性

所有する当社の株式数

55,100株

在任年数

4年

取締役会出席状況

12/12回

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

- 1990年4月 ALPS ELECTRIC EUROPA GmbH 出向
2018年6月 アルプス電気株式会社(現当社) 取締役 車載新事業担当 兼 技術本部 副本部長
2019年1月 同 執行役員 アルプスカンパニー車載新事業担当 兼 アルプスカンパニー 技術本部 副本部長
2020年4月 同 執行役員 車載新事業担当 兼 技術本部 副本部長
2020年6月 同 執行役員 デバイス事業担当 兼 技術本部 副本部長
2021年4月 同 執行役員 デバイス事業担当
2022年6月 同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 デバイス事業担当
2023年6月 同 代表取締役 社長 CEO 兼 技術担当
2024年6月 同 代表取締役 社長 CEO (現任)

取締役候補者とした理由

泉 英男氏は、ALPS ELECTRIC EUROPA GmbH 駐在、主要事業部門の技術責任者等を経て、2018年よりアルプス電気株式会社取締役、2023年より当社代表取締役として、経営構造改革に強いリーダーシップを発揮し、業績及び市場評価の改善、投資家との対話強化などに着実な成果を上げております。今後は、これまでの改革を基盤に、組織力のさらなる強化と中長期的な成長戦略の遂行を主導することが期待されております。これらの経験・実績を踏まえ、引き続き当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としてしました。



候補者番号

2

こ だいら
小平

さとし
哲

(1963年3月21日生)

再任

男性

所有する当社の株式数

33,100株

在任年数

4年

取締役会出席状況

12/12回

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2019年6月 当社 執行役員 品質担当 兼 アルプスカンパニー第1品質本部 本部長 兼
アルパインカンパニー第2品質本部 本部長
2020年4月 同 執行役員 品質担当 兼 品質本部長
2021年6月 同 執行役員 管理担当 CFO 兼 管理本部長
2022年5月 同 執行役員 管理担当 CFO
2022年6月 同 取締役 常務執行役員 管理担当 CFO
2023年6月 同 取締役 専務執行役員 管理担当 CFO 兼 経営企画担当
2024年6月 同 代表取締役 専務執行役員 COO 兼 CFO (現任)

取締役候補者とした理由

小平 哲氏は、主要事業部門における品質管理部門責任者を歴任し、現在は、代表取締役 専務執行役員 COO 兼 CFOとして、当社の業績管理及び財務戦略を統括しております。ROICを軸とした資本効率を重視した経営への転換を主導し、業績及び市場評価の回復に大きく貢献してまいりました。また、市場との対話強化を含めた経営推進に主体的に取り組んでおります。これらの経験・実績を踏まえ、事業管理及び財務戦略に精通した者として、引き続き当社経営に参画することが、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としてしました。



候補者番号

3

わた なべ よし かつ
渡辺 好勝

(1965年11月28日生)

新任

男性

所有する当社の株式数

24,334株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一/一回

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

- 1986年 4月 アルパイン株式会社 (現当社) 入社
2012年 7月 Alpine Electronics (China) Co., Ltd. Dalian R&D Center 出向
2019年 6月 当社 執行役員 アルパインカンパニーインフォテイメント事業担当 兼 アルパインカンパニー技術本部副本部長
2020年 4月 同 執行役員 インフォテイメント事業担当 兼 技術本部副本部長
2021年 4月 同 執行役員 インフォテイメント事業担当
2022年 4月 同 執行役員 インフォテイメント&サウンド事業担当
2022年 5月 同 執行役員 インフォテイメント&サウンド事業担当 兼 技術副担当 兼 アルパインブランド担当
2025年 4月 同 常務執行役員 モビリティ事業本部長 兼 デジタルキャビン1・サウンド事業担当
2026年 4月 同 常務執行役員 モビリティ事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

渡辺 好勝氏は、車載・インフォテインメント分野を中心とした技術開発及び事業運営に長年携わり、当社グループの中核事業の成長を牽引してきました。技術・開発部門における要職を歴任するとともに、海外拠点での勤務経験を通じてグローバルな事業運営にも精通しており、近年はアルパインブランドの責任者及びモビリティ事業本部長として、事業競争力の強化においてリーダーシップを発揮しています。当社の事業に精通した者として同氏が経営意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、新たに取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

19,300株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一/一回

候補者番号

4

あ い はら ま さ み
相原 正巳

(1967年7月2日生)

新任

男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

1992年4月 アルプス電気株式会社(現当社) 入社
2014年4月 同 Alps Electric (North America), Inc. 出向
2019年9月 同 ALPS(CHINA) CO., LTD. Wuxi R&D Center 出向 総経理
2021年6月 当社 執行役員 アクチュエータ事業担当
2022年4月 同 執行役員 コンポーネント2事業担当
2023年4月 同 執行役員 コンポーネント2事業担当 兼 技術副担当
2024年6月 同 執行役員 技術担当 兼 コンポーネント事業担当
2025年4月 同 執行役員 技術本部長 CTO 兼 コンポーネント事業担当
2026年4月 同 常務執行役員 電子デバイス事業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

相原 正巳氏は、電子部品・デバイス事業を中心に、技術、営業及び海外事業運営など幅広い分野で豊富な業務経験を有しています。米国・中国をはじめとする海外現地法人での駐在経験を通じてグローバルな事業展開にも精通しており、近年はCTOとして当社全体の技術戦略を統括するとともに、現在は電子デバイス事業本部長として事業成長に向けた取り組みを推進しています。当社の事業に精通した者として同氏が経営意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、新たに取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

6年

取締役会出席状況

12/12回

候補者番号

5

ふじ え なお ふみ
藤江 直文

(1953年8月20日生)

再任

社外

独立

男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2005年6月 アイシン精機株式会社(現・株式会社アイシン) 常務役員

2008年6月 同 専務取締役

2012年6月 同 取締役・専務役員

2014年6月 同 代表取締役副社長(2018年6月退任)

2020年6月 当社 社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

藤江 直文氏は、自動車業界で幅広く活躍され、車載事業への知見と、アイシン精機株式会社(現・株式会社アイシン)での豊富な経営経験を有しており、社外取締役として取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社の経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

6年

取締役会出席状況

12/12回

候補者番号

6

おきのりこ
隠樹 紀子

(1958年5月25日生)

再任

社外

独立

女性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2001年12月 モルガン・スタンレー証券会社(現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) マネージング・ディレクター

2004年10月 同 投資銀行本部 シニアアドバイザー(2018年6月退任)

2020年6月 当社 社外取締役(現任)

2022年6月 株式会社ディスコ 社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社ディスコ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

隠樹 紀子氏は、長年にわたり金融業界にて活躍し、証券アナリストとしての豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を分析する高い知見を有しており、社外取締役として取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者としました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

3年

取締役会出席状況

12/12回

候補者番号

7

だ て ひ で ふ み
伊達 英文

(1958年7月10日生)

再任

社外

独立

男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

- 2013年4月 三菱化学株式会社(現・三菱ケミカル株式会社) 執行役員 グループ経営室長
2015年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス(現・三菱ケミカルグループ株式会社) 執行役員 経営管理室長
2018年4月 同 執行役常務 最高財務責任者
2019年6月 同 取締役 執行役常務 最高財務責任者
(執行役常務 最高財務責任者は2022年3月退任、取締役は2022年6月退任) 兼 大陽日酸株式会社(現・日本酸素ホールディングス株式会社) 取締役(2022年6月退任)
2023年6月 当社 社外取締役(現任)
2023年6月 三井住友信託銀行株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

[重要な兼職の状況]

三井住友信託銀行株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

伊達 英文氏は、経営企画・経理部門の業務を幅広く経験され、経営企画・経理・財務・税務に関する経験・知見と、三菱化学株式会社(現・三菱ケミカル株式会社)及び株式会社三菱ケミカルホールディングス(現・三菱ケミカルグループ株式会社)で経営経験を有しており、社外取締役として、取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者 藤江 直文氏、同 隠樹 紀子氏及び同 伊達 英文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤江 直文氏及び隠樹 紀子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。伊達 英文氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 藤江 直文氏、隠樹 紀子氏及び伊達 英文氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ています。各氏が社外取締役に再選され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 藤江 直文氏の前記略歴にある株式会社アイシンと当社との間には取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
6. 隠樹 紀子氏の前記略歴にある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と当社との間には金融取引実績等は無く、また、当社は、同氏が社外取締役を務める株式会社ディスコと取引関係にあります。両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
7. 隠樹 紀子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前記のとおり、証券アナリストとして培われた専門的知見を有しており、当該専門的知見を活かして当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
8. 伊達 英文氏の前記略歴にある三菱ケミカルグループ株式会社及び日本酸素ホールディングス株式会社と当社の間には取引関係がありますが、当社及び当該各社にとっての年間取引金額はいずれも直近事業年度の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。また、三井住友信託銀行株式会社は当社の主要借入先に該当しますが、同氏は同社において社外取締役（監査等委員）であり業務執行者に該当しないことから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
9. 当社は、藤江 直文氏、隠樹 紀子氏及び伊達 英文氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏が社外取締役に再選され就任した場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
10. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。再任取締役候補者が取締役に再選され就任した場合には、当社は各候補者との間で同契約を継続する予定です。また、新任取締役候補者が選任され就任した場合には、当社は各候補者との間で同契約を締結する予定です。
11. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という）を締結し、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被ることとなる損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険契約により補填することとしています。取締役全員が被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各候補者はD&O保険契約の被保険者となります。また、D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新しています。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役の選任及び報酬について、指名・報酬の各諮問委員会の議論を含めて確認を行いました。取締役の選任については、その決定の手続は適正であって特段指摘すべき点はなく、また、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会等の重要会議での発言、経歴等を踏まえ、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続は適正であり特段指摘すべき点はなく、報酬等の内容は妥当と判断します。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名のうち、五味 祐子氏を除く、笹尾 泰夫氏、中矢 一也氏、東葭 葉子氏の3名が定款第21条第2項の定めにより任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。また、当社取締役会は、22頁から23頁記載の「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」に基づき候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しております。各候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	ささお やすお 笹尾 泰夫 再任	男性	監査等委員である取締役	100% (12/12回)	100% (13/13回)
2	のむら ひろし 野村 博 新任 社外 独立	男性	—	—	—
3	まちだ えみ 町田 恵美 新任 社外 独立	女性	—	—	—

(注) 各取締役候補者の取締役会及び監査等委員会の出席状況は、2025年度の出席状況を記載しております。



所有する当社の株式数

33,300株

在任年数

4年

取締役会出席状況

12/12回

候補者番号

1

さ さ お や す お
笹尾 泰夫

(1959年2月10日生)

再任

男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

- 2010年6月 アルプス電気株式会社(現当社) 取締役
- 2012年4月 同 取締役 技術本部 コンポーネント担当
- 2013年4月 同 取締役 コンポーネント事業担当 兼 技術本部副本部長
- 2014年6月 同 取締役 コンポーネント事業担当 兼 技術本部長
- 2015年6月 同 常務取締役
- 2018年6月 同 常務取締役 新コンポーネント事業担当 兼 技術本部長
- 2019年1月 同 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新コンポーネント事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長
- 2019年6月 同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 アルプスカンパニー新事業担当 兼 アルプスカンパニー技術本部長
- 2020年4月 同 取締役 常務執行役員 技術担当 兼 技術本部長
- 2022年5月 同 取締役 常務執行役員 技術担当
- 2022年6月 同 監査等委員である取締役(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

笹尾 泰夫氏は、これまで、豊富な業務経験をもとに当社の技術開発部門の強化に大きく貢献し、2022年から監査等委員である取締役として監査業務を含む監査等委員会の活動全般に発言・提言を行っております。当社の事業に精通した者として当社経営に参画することが、監査の実効性の確保や当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に繋がり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一/一回

候補者番号

2

のむら
野村

ひろし
博

(1957年8月31日生)

新任

社外

独立

男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2008年6月 大日本住友製薬株式会社（現・住友ファーマ株式会社）執行役員
2012年6月 同 取締役 執行役員
2014年4月 同 取締役 常務執行役員
2016年4月 同 取締役 専務執行役員
2017年4月 同 代表取締役 専務執行役員
2018年8月 同 代表取締役社長（2024年6月退任）
2024年6月 同 名誉顧問（現任）
2026年3月 シンバイオ製薬株式会社 社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

シンバイオ製薬株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

野村 博氏は、長年にわたり事業戦略、経営管理、人事、経理財務等の幅広い分野において責任ある立場を歴任し、企業経営に携わってきた豊富な経験と高い見識を有しております。また、国内外の事業運営に関与する中で、グローバル企業経営におけるガバナンスについても実践的な知見を培っております。同氏には、社外取締役として、これまで培われた経営経験を活かし、取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督に貢献していただくことを期待しております。さらに、監査等委員として、監査業務を含む監査等委員会の活動全般について、独立した立場からご発言・ご提言をいただくことも期待しております。同氏を選任することが、監査の実効性の確保や当社経営の意思決定における健全性・適正性の確保及び透明性の向上に繋がり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



候補者番号

3

まち だ え み
町田 恵美

(1964年2月7日生)

新任

社外

独立

女性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

所有する当社の株式数	1986年10月	サンワ・等松青木監査法人 (現・有限責任監査法人トーマツ) 入所
	1990年3月	公認会計士登録
	2004年6月	監査法人トーマツ (現・有限責任監査法人トーマツ) 社員
	2012年8月	町田公認会計士事務所 設立
	2013年4月	預金保険機構 非常勤監事
在任年数	2013年7月	横浜国立大学大学院 国際社会科学府 非常勤講師
	2016年6月	日清オイリオグループ株式会社 社外監査役
	2020年6月	同 社外取締役 (2024年6月退任)
取締役会出席状況	2020年6月	株式会社ヤクルト本社 社外監査役 (現任)

0株

一年

一/一回

[重要な兼職の状況]

株式会社ヤクルト本社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

町田 恵美氏は、公認会計士として、監査法人及び独立後の実務を通じ、長年にわたり財務・会計分野に携わり、専門的な知識・経験と幅広い見識を有しております。また、上場企業における社外監査役及び社外取締役としての経験を通じ、企業経営に対する監督やガバナンスの実効性向上に貢献してまいりました。同氏には、社外取締役として、財務・会計をはじめとする専門的な知見を活かし、取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督に寄与していただくことを期待しております。また、監査等委員として、監査業務を含む監査等委員会の活動全般について、独立した立場からご発言・ご提言をいただくことを期待しております。同氏の選任は、監査の実効性の確保や当社経営の意思決定における健全性・適正性の確保及び透明性の向上に資するものであり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 野村 博氏及び町田 恵美氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 野村 博氏及び町田 恵美氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合には、独立役員となる予定であります。
 4. 町田 恵美氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前記のとおり、公認会計士として培われた専門的知見を有しており、当該専門的知見を活かして当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
 5. 野村 博氏の略歴にある住友ファーマ株式会社、及びシンバイオ製菓株式会社とは、当社及び当社の連結子会社との販売や仕入れなどそれぞれ取引が無く、独立性を有していると判断しています。
 6. 町田 恵美氏の略歴にある有限責任監査法人トーマツ及び町田公認会計士事務所と当社とで会計監査の役務提供などの取引は無く、また、日清オイリオグループ株式会社及び株式会社ヤクルト本社とは、当社及び当社の連結子会社との販売や仕入れなどそれぞれ取引が無く、独立性を有していると判断しています。
 7. 当社は、笹尾 泰夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に再選され就任した場合には、当該契約を継続し、野村 博氏及び町田 恵美氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、各氏との間で、新たに同様の契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
 8. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令で定める範囲内において当社が補償することができることとしております。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、笹尾 泰夫氏が監査等委員である取締役に再選され就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続し、野村 博氏及び町田 恵美氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、各氏との間で、新たに同様の契約を締結する予定です。
 9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を締結し、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被ることとなる損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険契約により補填することとしています。取締役全員が被保険者となっており、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合はD&O保険契約の被保険者となります。また、D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役 (予定) のスキルマトリックス

氏名	当社における地位	属性	性別	特にスキルの発揮を期待する知識・専門性									
				企業経営	技術・研究開発	製造・品質	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	法務・リスク管理	DX・IT	ESG・サステナビリティ	グローバル経験	
いずみ ひでお 泉 英男	代表取締役 社長 CEO	社内	男性	●	●						●		●
こ だいら さとし 小平 哲	代表取締役 専務執行役員	社内	男性	●		●		●	●			●	
わたなべ よしかつ 渡辺 好勝	取締役 常務執行役員	社内	男性		●								●
あいはら まさみ 相原 正巳	取締役 常務執行役員	社内	男性		●		●						●
ふじ え なおふみ 藤江 直文	取締役	社外 独立	男性	●	●								
お き のりこ 隠樹 紀子	取締役	社外 独立	女性					●					
だ て ひでふみ 伊達 英文	取締役	社外 独立	男性	●				●					●
ささ お やすお 笹尾 泰夫	監査等委員 である取締役	社内	男性		●		●				●		●
ご み ゆうこ 五味 祐子	監査等委員 である取締役	社外 独立	女性						●			●	
の むら ひろし 野村 博	監査等委員 である取締役	社外 独立	男性	●			●	●					●
まちだ えみ 町田 恵美	監査等委員 である取締役	社外 独立	女性					●	●			●	

<当社が特にスキルの発揮を期待する知識・専門性>

企業経営	当社を取り巻く市場環境に鑑み的確な意思決定を行い、持続的な成長と企業価値の向上を実現
技術・研究開発	当社のコア技術を最大限に活用し、感動・安全・環境の価値を創出
製造・品質	顧客に信頼され、ご満足いただける製品やサービスを提供するために必要となるものづくり、品質保証
営業・マーケティング	変化の激しい市場環境の中で事業機会を創出し、当社の成長を加速させ、企業価値向上に向けた戦略を推進
財務・ファイナンス	経営戦略と連動し、成長投資・健全な財務・株主還元のバランスがとれた財務基盤を構築し、戦略や施策を実行
法務・リスク管理	法令遵守・内部統制・リスク管理の観点から、適切なガバナンス体制を構築し、適確かつ迅速に対応
DX・IT	データとデジタル技術を活用し、事業と業務オペレーションの変革・効率化を推進
ESG・サステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて、当社の事業を通じた社会的な課題解決への貢献
グローバル経験	多様な価値観やグローバルな視点からの事業展開と遂行

(ご参考) 「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」

<社内・社外取締役共通>

- 1.経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
- 2.遵法精神に富んでいること
- 3.人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- 4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

- 1.企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
- 2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- 3.独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性判断基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

- 1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
- 2.当社の大株主(注2)
- 3.当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者
- 4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- 5.当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
- 6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
- 7.社外取締役の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
- 8.近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者
- 9.過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
- 10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

- 注2：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
- 注3：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- 注4：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
 - (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
- 注6：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
- 注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- 注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

(ご参考) 「アルプスアルパイン株式会社 取締役会実効性評価」について

<取締役会実効性評価の概要>

当社は、取締役会の実効性の向上による有効的なコーポレート・ガバナンスの実現と取締役会機能の一層の充実を図るべく、年に1回、取締役会の実効性評価を実施しています。2025年度に実施した取締役会実効性評価の概要は下記のとおりです。

1. 目的・趣旨

株主、顧客、従業員、地域社会等に対する責任を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現し、取締役会機能の一層の向上を図ります。

2. 評価プロセス

- (1) 今回の取締役会実効性評価の方法とスケジュールを2026年2月度の取締役会にて報告を行いました。
- (2) 同年3月に当社取締役11名に対して記名式の実効性評価アンケートを実施しました。
- (3) 同年4月9日開催の経営委員会(社内取締役、役付執行役員、ESG・法務担当執行役員が出席)において、取締役会の実効性に関する意見交換を実施しました。
- (4) 同年4月22日開催の社外取締役等連絡会(社外取締役、社内監査等委員が出席)において、取締役会の実効性に関する意見交換を実施しました。
- (5) 同年4月24日開催の取締役会において、経営委員会及び社外取締役等連絡会の意見交換内容を踏まえて議論した後、2025年度取締役会実効性の評価を決定しました。

3. アンケート項目

今年度のアンケートの大項目は以下のとおりとし、大項目の下に詳細な小項目を設けて多面的な調査を行っています。実効性評価アンケートは、毎年継続的な測定が可能なように、一定の質問項目については毎回同じにする一方で、評価の質を高めるために、質問項目の見直しを毎年行っています。

なお、2025年度は、昨年度低評価項目に対する課題解決等の進捗状況を確認することから、2024年度と同一の質問項目にて実施しました。

また、各大項目に自由記入設問を設け、アンケート項目にとらわれず多様な意見や提言を吸い上げられるようにしています。

- ① 取締役会の規模・構成
- ② 取締役会の運営
- ③ 取締役会の審議内容

- ④ 取締役間のコミュニケーション
- ⑤ 取締役会の支援体制
- ⑥ 指名諮問委員会・報酬諮問委員会の運営状況

4. 実効性向上に向けた2025年度の取り組み

2024年度の実効性評価の結果を踏まえ、2025年度、当社は4つの重点課題に取り組みました。2025年度の実績・評価及び2026年度の方針と施策は下表のとおりです。

重点課題	2025年度		2026年度	
	実績	評価結果	方針	施策
経営会議における資料作成の継続改善	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート部門による上程前の資料審査 ・資料作成研修の実施 ・審議に必要な事項を指定したフォーマットの提供 ・サマリーの作成及び本紙と別紙の使い分け 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の事前審査を行うことにより、資料作成に対する意識向上につながっている ・一方で「上程に至る検討プロセス」「情報過多による論点不明瞭」の課題あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・上程プロセスの改善 ・簡潔明瞭な資料による論点明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・各本部における会議体整備を含むプロセスの見直し ・サマリーの作成及び本紙と別紙の使い分けの徹底(前年度継続)

重点課題	2025年度		2026年度	
	実績	評価結果	方針	施策
企業価値向上に関する重要テーマの議論時間確保と内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・企業価値向上テーマの年間アジェンダ作成と重要度に応じた時間割設定 ・重要な経営課題に関する審議・議論に時間を充てることを目的とした取締役会付議基準の見直し(2026年4月より) ・取締役会の議論と適切な意思決定を目的とした執行役員会開催数の見直し(2026年4月より) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の時間割設定は効果あり ・中期経営計画2027後の成長シナリオに関する議論の加速が必要 ・コンプライアンス・リスクマネジメント等の非財務領域も強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長シナリオ及び重要度の高い非財務領域の議論時間確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長シナリオ、コンプライアンス等の特定テーマに絞った年間アジェンダの作成
役員に対するトレーニング機会の更なる提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ROIC経営をテーマとした定期役員研修の実施 ・外部研修機関の活用による執行役員個別研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス及びガバナンスに関する領域の専門性強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の持続的成長に向けた議論の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の重要課題・持続的成長に資する役員研修テーマの選定 ・執行役員個別研修の実施(前年度継続)

重点課題	2025年度		2026年度	
	実績	評価結果	方針	施策
役員間 コミュニケーションの改善	・ 社外取締役による執行役員面談の実施	・ 取締役間でのコミュニケーションは良好を維持 ・ 社外取締役と執行役員とのより一層のコミュニケーション強化が必要	・ 社外取締役・執行役員間のコミュニケーション頻度・深度の向上	・ 社外取締役による執行役員面談の実施(前年度継続) ・ 社外取締役による執行役員会参加

5. 2025年度 実効性評価結果の概要

2025年度の取り組みを踏まえ、2025年度実効性評価アンケート、経営委員会及び社外取締役等連絡会の意見交換並びに取締役会での議論の結果、2025年度の取締役会の実効性は、適切に確保されていると判断しました。

特に、「取締役間の自由闊達な議論の進展」「機関投資家との対話内容の取締役会へのフィードバック」並びに「会社の方向性や経営戦略に関する議論時間の拡充」については、前年度と比較して改善が認められました。

一方で、「資料作成プロセスの更なる高度化」「企業価値向上に資する重要テーマの議論の質向上」並びに「役員の専門性強化」等について、継続的な改善が必要であるとの認識が共有されました。

上記結果を踏まえ、2026年度は下記の点を重点テーマとして取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

- ・ 経営会議における資料作成・審議プロセスの継続改善
- ・ 企業価値向上に関する重要テーマの議論時間確保と内容の充実
- ・ 経営課題及び持続的成長に資する役員トレーニング機会の拡充
- ・ 社外取締役と執行役員間の情報共有及び対話の更なる充実

当社取締役会は、今後も実効性評価を通じたPDCAサイクルを継続し、経営に対する監督機能の一層の強化と持続的な企業価値向上の実現に努めてまいります。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、各国の金融・通商政策の動向や地政学リスクの高まり、米国による追加関税等の影響を受け、不確実性の高い状況で推移しました。北米では、個人消費は比較的底堅く推移したものの、通商政策を巡る不透明感が景気の先行きに対する懸念材料となりました。欧州では、雇用環境が比較的良好に推移した一方、景気回復の動きは緩やかにとどまりました。中国では、輸出は一定の回復を示したものの、不動産市場の低迷が継続し、景気回復は限定的なものにとどまりました。日本では、内需の下支えによる景気回復が緩やかに進んだものの、各国の通商政策等を背景とする経済・物価動向の不確実性もあり、不透明感を伴う状況で推移しました。

当社の車載市場向けビジネスには、完成車メーカーとの受託開発に基づいた専用設計製品を納入するTier 1ビジネスと、Tier 1メーカー向けに、顧客との受託開発に基づいた専用設計製品、及び当社開発の標準品を供給するTier 2ビジネスがあります。当連結会計年度における事業環境は、車載市場において、Tier 1ビジネスでは、当社主要顧客である日本・北米・欧州の自動車メーカー向けが、前期に中国市場での競争激化に伴う減産の影響を受けた後、今期は回復が依然として限定的な状況にある中、前期比でやや持ち直しの傾向が見られました。一方、Tier 2ビジネスは、当社製品に対する幅広い引き合いが伸長し、引き続き堅調に推移しました。モバイル市場では、大手スマートフォンメーカー向けが堅調に推移しました。民生市場では、ゲーム機器向けやその他電子部品の需要が拡大しました。

当連結会計年度における経営成績の概況については以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間売上高は内部取引売上高として消去しています。

2025年度業績

売上高
10,194 億円
前連結会計年度比 2.9% 

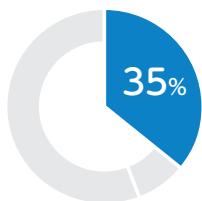
経常利益
491 億円
前連結会計年度比 61.0% 

営業利益
420 億円
前連結会計年度比 23.3% 

親会社株主に帰属する当期純利益
268 億円
前連結会計年度比 29.0% 

コンポーネント事業

売上高構成比



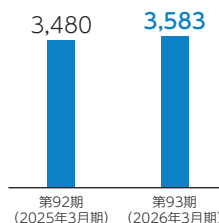
売上高

3,583億円

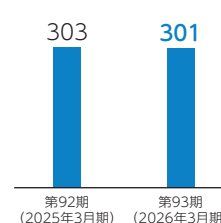
営業利益

301億円

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



売上高は、モバイル市場、民生市場及び車載市場向け製品がいずれも増加しました。営業利益は、製品構成の変化や資材価格の上昇の影響により、前期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンポーネント事業の売上高は3,583億円（前期比3.0%増）、営業利益は301億円（前期比0.8%減）となりました。

センサー・コミュニケーション事業

売上高構成比



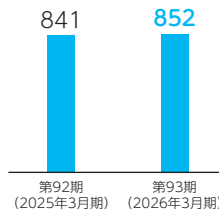
売上高

852億円

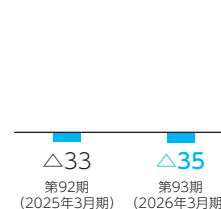
営業損失

35億円

売上高 (単位：億円)



営業損益 (単位：億円)

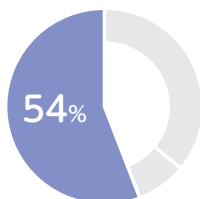


売上高は、車載市場向け製品が従来モデルのキーレスエントリーシステム製品からデジタルキー製品への置き換えによる端境期にあたることや、パワーインダクター製品の事業譲渡の影響がありましたが、モバイル市場向けの小型フォトプリンターの伸長により、事業全体では増加しました。営業利益は、パワーインダクター製品の事業譲渡による売上高の減少や変動費率の上昇により、前期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセンサー・コミュニケーション事業の売上高は852億円（前期比1.3%増）、営業損失は35億円（前期における営業損失は33億円）となりました。

モビリティ事業

売上高構成比



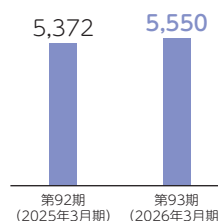
売上高

5,550億円

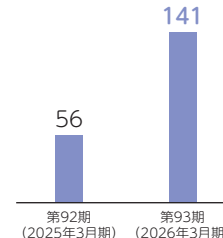
営業利益

141億円

売上高 (単位：億円)



営業利益 (単位：億円)



2026年3月期より従来の「モジュール・システム事業」を「モビリティ事業」へ名称を変更しました。

売上高は、前期に中国市場における当社主要顧客である日本・北米・欧州自動車メーカーの減産による影響がありましたが、今期はやや持ち直しの傾向が見られることや、新製品の発売等により増加しました。営業利益は、販売回復や新製品の販売による売上高の増加に加え、不採算製品の縮小、前期に発生した需要変動による操業度差異の影響もあり、前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるモビリティ事業の売上高は5,550億円（前期比3.3%増）、営業利益は141億円（前期比152.6%増）となりました。

2026年3月期において、主に当社の持分法適用会社である（株）アルプス物流が保有する不動産の流動化取引を実施したこと等による持分法による投資利益79億円を営業外収益に計上しました。

また、減損損失42億円を特別損失に計上しました。これは、低収益製品から高収益製品への事業モデル転換を推進するモビリティ事業のサウンド製品に係る事業用資産に加え、使用見込みのない処分用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

以上により、上記の3事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高10,194億円（前期比2.9%増）、営業利益420億円（前期比23.3%増）、経常利益491億円（前期比61.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益268億円（前期比29.0%減）となりました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況等

① 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額616億円（前期比97億円増）の設備投資を行いました。

セグメント別ではコンポーネント事業 228億円、センサー・コミュニケーション事業 79億円、モビリティ事業 295億円となりました。

② 資金調達の状況

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入金にて調達しています。資金の源泉を安定的に確保するため、CCC（Cash Conversion Cycle）改善による流動性資金の拡充、金融機関からの借入金の長期化、コマーシャルペーパー発行枠の確保等により、資金調達の多様化を図っています。また、金融機関とコミットメントライン契約を締結し、資金の流動性を担保しています。

(3) 企業集団の経営環境と対処すべき課題

当社は日本をはじめ北米、欧州、中国、その他アジアを中心に23の国と地域に183拠点をもち、約15,000種類の製品・サービスを車載市場、モバイル市場、民生市場向けに販売しています。車載市場は、主に日本・北米・欧州の大手自動車メーカー向けに直接販売するTier 1ビジネスを中心に、世界中の自動車部品メーカー向けに販売するTier 2ビジネスも行っています。モバイル市場は、大手スマートフォンメーカーをはじめ、その他モバイル関連製品を扱う顧客にも販売を行っています。また、民生市場は、自動車やモバイル製品以外のパソコン、家電、ゲーム機器や一部産業機器等のメーカーに販売しています。

当社グループを取り巻く経営環境は、グローバル市場での競争が激化しており、世界市場での競争力を維持するために、経済的な変動に対応する必要があります。特に足許では、世界経済を巡る通商政策や地政学リスクの影響に加え、日本・北米・欧州の自動車メーカーにおいては、市場環境の変化を背景とした販売戦略の見直しが進んでおり、事業環境の不確実性が高い状況にあります。このような状況を踏まえ、短期的な環境変化への柔軟な対応に加え、中長期的な視点でのサプライチェーンの最適化が重要な経営課題となっています。

また、車載市場における当社の事業領域では、車の自動運転や電動化とともに車室内の電子化による技術進化が急速に進んでいます。特にインフォテインメントシステムやデジタルキャビンの開発が進み、車内の快適性と利便性が向上しています。近年では中国資本の企業がこの分野で躍進し、これに対抗して、従来の当社顧客の多くを占める日本や欧米の企業も技術開発と市場拡大に注力しており、企業間競争が激化しています。モバイル市場においては、技術のコモディティ化による競合企業の参入が進み、より一層のコスト対応力が求められるとともに当社のコア技術が生きる新製品の開発が求められています。また、これらの既存市場だけでなく、新規市場開拓としてロボティクス、ライフサイエンス、住宅設備、産業機器、農業、介護、環境、リサイクル市場への参入で当社製品の強みを活かすことを目指します。

中期経営計画2027では中期の重要課題として、①モビリティ事業の収益化、②成長ドライバーの不在、③収益予想のボラティリティ低減、④資本効率の改善による収益力の強化の4点を掲げ、課題解決に取り組んでいます。

加えて当社グループは、中長期的に企業価値を向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）領域からも重要な経営課題を特定し、事業の良質化と競争力強化を通じた持続的な成長を目指しています。気候変動対応や資源循環の促進については、環境価値の高い製品の創出や脱炭素施策の推進を通じ、付加価値創出と環境負荷低減の両立を図ります。また、価値創造を支える人材の育成・活躍推進と、実効性あるコーポレート・ガバナンスの強化により、これらの取り組みを着実に実行していきます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第90期 (2022年度)	第91期 (2023年度)	第92期 (2024年度)	第93期 (当連結会計年度) (2025年度)
売上高 (百万円)	933,114	964,090	990,407	1,019,459
営業利益 (百万円)	33,595	19,711	34,106	42,043
経常利益 (百万円)	34,940	24,809	30,521	49,141
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	11,470	△29,814	37,837	26,879
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	55.77	△145.04	184.00	134.77
総資産 (百万円)	736,997	753,989	740,715	783,152
純資産 (百万円)	399,782	392,824	415,515	449,401

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。
 なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、コンポーネント事業、センサー・コミュニケーション事業、モビリティ事業、その他の4事業区分に関する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

(2026年3月31日現在)

セグメントの名称	主 要 製 品
コンポーネント事業	スイッチ類、アクチュエーター、haptic reactor等
センサー・コミュニケーション事業	センサー、通信デバイス等
モビリティ事業	車載モジュール、情報通信機器（インフォテインメント、ディスプレイ）、サウンド等
その他	システム開発、オフィスサービス、金融・リース事業、旅行業等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

(2026年3月31日現在)

本 社	東京都大田区
支 店	関西支店（大阪府大阪市）
事 業 所	宇都宮事業所（栃木県宇都宮市）
営 業 所	厚木営業所（神奈川県厚木市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、広島営業所（広島県広島市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
工 場	古川第2工場（宮城県大崎市）、涌谷工場（宮城県遠田郡）、角田工場（宮城県角田市）、平工場（福島県いわき市）、小名浜工場（福島県いわき市）
研究・開発拠点	仙台開発センター(古川)（宮城県大崎市）、仙台開発センター(仙台)（宮城県仙台市）、長岡開発センター（新潟県長岡市）、いわき開発センター（福島県いわき市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地は、「(8) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の状況

(2026年3月31日現在)

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
コンポーネント事業	8,283名	528名減
センサー・コミュニケーション事業	3,341名	80名増
モビリティ事業	12,823名	863名減
その他	1,477名	52名減
合 計	25,924名	1,363名減

② 当社の状況

(2026年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
6,305名	124名減	41.7歳	16.7年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除く）です。

(8) 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

名称	住所	資本金	主な事業内容		議決権の 保有割合 (%)	関係内容
			セグメントの名称	事業形態		
ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	コンポーネント、 センサー・コミュニケーション、 モビリティ	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。
ALPS ALPINE EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュ ライスハイム	千EUR 5,500	コンポーネント、 センサー・コミュニケーション、 モビリティ	販売	100	当社が製品を販売しています。また、当社が資金の貸付をしています。
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	コンポーネント、 センサー・コミュニケーション、 モビリティ	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。
ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	コンポーネント、 センサー・コミュニケーション、 モビリティ	販売	100	当社が製品を販売しています。
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	コンポーネント、 センサー・コミュニケーション	製造、販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また、機械設備を賃貸しています。
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	コンポーネント	製造、販売	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また、機械設備を賃貸しています。
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ピアトルバギー	千EUR 33,500	モビリティ	製造、販売	100 (100)	部品及び製品を相互に販売しています。
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	モビリティ	開発及び設計	100 (100)	当社が製品の開発や設計を委託しています。

(注) 子会社の議決権に対する所有割合欄の () 内数字は間接所有割合 (内数)

(9) 主要な借入先の状況

(2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	24,508百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	18,132百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,000百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,800百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,000百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,598百万円
農 林 中 央 金 庫	1,500百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,500百万円

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	500,000,000株
② 発行済株式の総数（自己株式12,989,139株を除く）	195,114,611株
③ 株主数	29,578名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	40,055	20.52
株式会社エスグラントコーポレーション	17,232	8.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,990	8.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	6,295	3.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,693	2.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,557	2.84
大樹生命保険株式会社	3,591	1.84
野村信託銀行株式会社（投信口）	3,502	1.79
JPモルガン証券株式会社	3,094	1.58
日本生命保険相互会社	2,750	1.40

- (注) 1. 当社は、自己株式を12,989,139株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
 3. 野村證券株式会社から、2024年9月24日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社及び野村アセットマネジメント株式会社の2社で、17,976千株（発行済株式の総数に対する割合9.21%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

4. 三井住友信託銀行株式会社から、2025年9月19日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の3社で、17,315千株（発行済株式の総数に対する割合8.87%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2023年10月16日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社で、10,343千株（発行済株式の総数に対する割合5.30%）の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

1. 自己株式の取得

2025年4月30日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得しています。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	11,177,700株
株式の取得価額の総額	19,999,927,427円
取得した期間	2025年5月1日～2025年9月29日

2. 自己株式の消却

2025年4月30日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を消却しています。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	11,177,700株
消却後の発行済株式総数	208,103,750株
消却した日	2025年10月31日

⑥ 当事業年度中に当社役員等に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く）	当社譲渡制限付株式 31,400株	4名
執行役員	当社譲渡制限付株式 39,700株	9名

(2) 新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権の行使期間	保有者数 社外取締役でない当社取締役 監査等委員である取締役を除く
アルプス電気株式会社 第5回	2018年 6月22日	10個	普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき100株)	294,400円 (1株当たり2,944円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月26日 ～ 2058年7月25日	1名

- (注) 1. 当社は、2019年6月21日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。従いまして、新規のストック・オプションの付与は行っていません。
2. 新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況

(2026年3月31日現在)

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業	重要な兼職の状況
泉 英 男	代表取締役社長 CEO	
小 平 哲	代表取締役専務執行役員 COO 兼 CFO	
山 上 浩	取締役専務執行役員 品質本部長 兼 生産本部長	
小 林 淳 二	取締役執行役員 経営戦略本部長 兼 人事総務本部長	
藤 江 直 文	取締役	
隠 樹 紀 子	取締役	株式会社ディスコ 社外取締役
伊 達 英 文	取締役	三井住友信託銀行株式会社 社外取締役 (監査等委員)
笹 尾 泰 夫	取締役 (監査等委員)	
中 矢 一 也	取締役 (監査等委員)	
東 葭 葉 子	取締役 (監査等委員) 公認会計士	コクヨ株式会社 社外取締役 マブチモーター株式会社 社外取締役 (監査等委員)
五 味 祐 子	取締役 (監査等委員) 弁護士	コクヨ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、取締役 (監査等委員) 中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は、取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、取締役 (監査等委員) 中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 取締役 (監査等委員) 笹尾泰夫氏は常勤の監査等委員です。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役 (監査等委員である取締役を除く) からの情報収集や、執行部門の重要な社内会議における情報収集及び報告の受領等を日常的に行い、並行して内部監査部門及び経営戦略・情報システム・経理・財務・コーポレートコミュニケーション・人事・総務・サステナビリティ推進・ガバナンス推進・法務・貿易管理のコーポレート部門等との連携を図ることにより、監査等委員会の活動の実効性を確保するためです。また、常勤の監査等委員を選定する旨を当社定款第32条に定めています。
4. 取締役 (監査等委員) 東葭葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、泉英男氏、小平哲氏、山上浩氏、小林淳二氏、藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、笹尾泰夫氏、中矢一也氏、東葎葉子氏及び五味祐子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行において損害賠償請求がされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険契約により補填することとしています。ただし、悪意に基づく法令違反に起因する損害賠償請求等は補償契約対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の対象範囲は当社の取締役、執行役員、執行職、特定部署の部長並びに子会社の取締役、監査役及びこれらに相当する役員であり、保険料は全額当社が負担しています。

また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新しています。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額
役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

1) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬 等	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	302 (39)	186 (39)	71 (-)	44 (-)	7 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	73 (46)	73 (46)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	375 (86)	259 (86)	71 (-)	44 (-)	11 (6)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 当事業年度末日における取締役(監査等委員である取締役を除く)は7名(うち社外取締役3名)、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)です。
3. 業績連動報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
4. 非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。

2) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に関する事項は、「二. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬体系」のとおりです。

3) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「7) 役員報酬等の決定に関する方針」のとおりです。

4) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象	株主総会決議年月日	内容		株主総会決議日における員数
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2016年6月23日開催の定時株主総会	金銭報酬	年額7億円以内(うち社外取締役年額1名当たり10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)	12名
	2020年6月24日開催の定時株主総会	金銭報酬	社外取締役の報酬等の額として、年額50百万円以内	8名(うち社外取締役2名)
	2019年6月21日開催の定時株主総会	株式報酬	譲渡制限付株式報酬の上限株式数を年200,000株	5名(社外取締役を除く)
監査等委員である取締役	2019年6月21日開催の定時株主総会	金銭報酬	年額120百万円以内	6名

5) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬決定

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、客観性及び透明性を確保し、より実効性のある報酬制度とすることを理由として、株主総会における決定の限度内で、取締役全員の同意をもって報酬諮問委員会にその決定を一任することを決議しています。これに基づき、報酬諮問委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬制度の内容及び個人別の報酬額を決定しています。

6) 監査等委員である取締役の報酬決定

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会における決定の限度内で、監査等委員会において報酬制度の内容及び個人別の報酬額を決定しています。

7) 役員報酬等の決定に関する方針

イ. 報酬等の決定方針の決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性及び透明性を確保するため、報酬等の決定方針については、報酬諮問委員会における審議を経た上で、取締役会にて決定しています。

ロ. 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬をビジョン2035「人の感性に寄り添うテクノロジーで未来をつくる」及び中期経営計画2027の実現を支える重要な経営基盤の一つと位置づけています。役員報酬制度は、短期の業績達成に加え、中長期的な企業価値向上、資本効率の向上及び株主との価値共有を促進するインセンティブとして機能することを基本方針としています。

具体的には、以下の考え方に基づき、報酬体系を設計しています。

- ・短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系とすること
- ・役員による持続的な収益力向上、資本効率向上及び株主価値向上に向けた行動を促進すること
- ・過度な短期志向を抑制し、グループ全体の持続的な企業価値向上に資する健全なインセンティブとすること

なお、取締役を兼任しない執行役員についても、同じ方針に沿った報酬体系を適用しています。

ハ. 報酬水準

役員報酬の水準は、役員の報酬等の決定方針に基づき適正なものとなるよう決定しています。

外部専門機関の調査データ等を参考として、当社と同規模である企業群との比較を実施の上、当社の経営環境を勘案し、報酬水準を決定します。

なお、外国籍の役員については、出身地又は居住地の環境を踏まえ、個別に水準を設定することがあります。

区分	基本報酬	賞与	株式報酬
	(固定金銭報酬)	(変動金銭報酬)	(変動非金銭報酬)
社長	52%	29%	19%

二. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系

a 社内取締役

(a)基本報酬

基本報酬は、固定的報酬として月額にて支給しています

(b)賞与

賞与は、単年度の経営目標・経営計画の達成との連動性を重視し、当該年度の全社業績及び個人別評価に応じて決定します。当社は、経営トップの経営責任の明確化及び評価の透明性向上を目的として、2025年度よりCEO及びCOOを対象とした個人業績評価を導入しています。当該評価は、全社業績のみでは測定が困難な中長期的な価値創出や重要な経営課題への対応状況等を適切に反映することを目的としており、財務指標に加え、人的資本、サステナビリティ及びガバナンス等の非財務指標を含む体系として設計しています。これらの評価結果は、賞与額の決定に反映されます。

賞与額は、役位別に定めた標準支給額に対し、全社業績（ウェイト50%）及び個人別評価（ウェイト50%）をそれぞれ反映して算定する仕組みです。各評価に対応する支給率は、全社業績については0～300%、個人別評価については0～200%の範囲で変動し、両者の加重平均により最終的な賞与額を決定します。

全社業績は、報告セグメント（コンポーネント事業、センサー・コミュニケーション事業及びモビリティ事業）の業績を基礎としつつ、中期経営計画2027の達成を後押しするインセンティブとして位置付け、営業利益率、親会社株主に帰属する当期純利益額及びROEを指標としています。各指標は目標値に対する達成率に基づき評価し、ウェイトを踏まえた総合評価により支給率を決定します。なお、営業利益率又は親会社株主に帰属する当期純利益額がマイナスとなる場合には、全社業績の支給率を0%とします。

個人別評価は、個人業績及び経営貢献度の観点から評価します。個人業績は、中長期的な取組み及び事業セグメント別の成果等を踏まえ評価します。経営貢献度については、人的資本、サステナビリティ、ガバナンス等の非財務指標の比重を高めるとともに、期待役割・ミッション等の観点を含めた評価体系とし、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員による相互評価を実施の上、決定します。

業績指標		ウェイト		変動範囲	算出方法
全社業績	当期営業利益率	50	25	0～300%	中期経営計画に準じて設定する目標値を基準として、各業績指標の達成率を4段階評価により得点化し、ウェイトを踏まえた合計得点により支給率を決定
	親会社株主に帰属する当期純利益額		15		
	ROE		10		
個人評価	個人業績	50	25	0～200%	個人業績及び経営貢献度を各5段階で評価し、ウェイトを踏まえて支給率を決定
	経営貢献度		25		

(注) 最終的な賞与額は、全社業績に係る支給率（ウェイト50%）と個人評価に係る支給率（ウェイト50%）を加重平均して算定しています。

(c) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、株主との利害共有を促進し、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、役位別に定めた基準額を基礎に算定しています。当該基準額のうち一定割合（20%）については、業績指標の評価結果に応じて段階的に変動する仕組みとしており、全体の報酬額は基準額に対して80%から120%の範囲になるように設計しています。

業績指標は、当社のマテリアリティへの取り組みを客観的に評価し、中長期的な会社業績及び企業価値の向上を促すことのできるESG評価スコアを採用しています。具体的には主要な第三者評価機関であるFTSE Russell ESG Ratings及びMSCIにおける3年間平均スコアに基づき、あらかじめ定められた5段階の区分によりそれぞれ得点に換算し、両指標の得点の合計を算出の上、得点レンジに対応する所定の係数を適用することにより算出します。

譲渡制限付株式報酬の概要は次のとおりです。

譲渡制限付株式報酬の内容		業績連動の内容				
譲渡制限期間	割当方法	業績指標		ウェイト	変動範囲	算出方法
40年間 (実質的に退任するまで)	発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における当社株式の終値を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定した額から算出した数の譲渡制限付株式を割り当てる	ESG評価	FTSE Russell ESG Ratings	50	±20%	3年間の平均スコアを用いて5段階で評価
			MSCI	50		

株式報酬の対象となる取締役又は執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役等が、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位をも任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、なお、当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点又は割当契約に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、対象取締役等が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

変動報酬である賞与及び譲渡制限付株式報酬について、2026年3月期における各業績指標の実績は以下のとおりです。

報酬区分	業績指標		目標	実績	支給率
賞与	当期営業利益率		2.8%	4.1%	100%
	親会社株主に帰属する当期純利益額		125億円	258億円	
	ROE		6.3%	5.9%	
	個人評価		—	—	110% (平均値)
譲渡制限付 株式報酬	ESG評価	FTSE Russell ESG Ratings	3.3	3.6 3年間平均	110%
		MSCI	A	AA 3年間平均	

(注) 上記賞与に係る「実績」欄に記載の各数値は、連結業績の決算数値をそのまま表示したのではなく、役員賞与の算定目的に応じて、報告セグメント（コンポーネント事業、センサー・コミュニケーション事業及びモビリティ事業）の業績を基礎とし、中期経営計画2027の指標定義に沿って整理した参考数値です。したがって、連結財務諸表における各数値とは必ずしも一致しません。

b 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬体系

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、経営の監督という役割を踏まえ、基本報酬のみで構成しています。いずれも固定報酬として月額で支給しています。

ホ. 報酬の返還等

当社は、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員に対する賞与及び譲渡制限付株式報酬において、重大な法令違反等の非違行為等が生じた場合には、報酬諮問委員会の審議のうえ、取締役会の決議により、支給済みである報酬の一部又は全部について対象者に返還を求めるクローバック制度を導入しています。また、賞与の算定基準となる業績について、支給後に修正が生じた場合には、支給率を再算定し、支給済みの賞与の全部もしくは一部の返還を求める措置を講じます。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

1) 報酬諮問委員会の設置目的・役割

報酬諮問委員会は、取締役会からの委任を受け、役員報酬制度の客観性及び透明性を確保することを目的として設置しています。株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度の内容及び個人別の報酬額について審議・決定を行うとともに、賞与及び譲渡制限付株式報酬に係る業績評価及びESG評価の結果を每期確認しています。

取締役会は、報酬諮問委員会による決定内容が役員の報酬等の決定方針に沿うものであることを確認しています。

2) 報酬諮問委員会の構成

2025年度における報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役とする構成としています。社外取締役4名（うち監査等委員である社外取締役3名）及び社内取締役2名で構成し、客観性及び透明性の確保を図っています。また、指名諮問委員会との情報共有の観点から、委員に選任されていない社外取締役及び監査等委員である取締役（常勤）についても、各回オブザーバーとして参加しています。委員は、次の6名です。

地位及び担当	氏名
監査等委員である取締役（社外取締役）	中矢 一也、東葎 葉子、五味 祐子
社外取締役	伊達 英文
代表取締役 社長 CEO	泉 英男
代表取締役 専務執行役員 COO 兼 CFO	小平 哲

なお、2026年6月開催予定の定時株主総会において、2名の新任社外取締役を含む監査等委員である取締役3名の選任に係る議案を上程する予定です。これに伴い、現任の社外取締役2名が退任する予定です。当該議案が原案どおり可決された場合、報酬諮問委員会には新任社外取締役が委員として就任する予定であり、委員構成に変更が生じます。なお、同委員会については、引き続き社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役とする構成を維持する方針です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職状況

(2026年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役	隠樹 紀子	株式会社ディスコ	社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	伊達 英文	三井住友信託銀行株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	コクヨ株式会社 マブチモーター株式会社	社外取締役 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	コクヨ株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 藤江直文氏は、これまでの車載事業における研究開発等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から車載事業の戦略等について積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、指名諮問委員会委員長として客観的、独立的な立場から同委員会を主導しています。
- ・取締役 隠樹紀子氏は、長年にわたる証券アナリストとしての専門的見地から、当社の外部開示の在り方や開示資料に織り込むべき論点の整理、新たな視点の提供等について主導的な役割を果たすなど、適切な経営監督を行っています。
- ・取締役 伊達英文氏は、これまでの経営企画、経理、財務、税務等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から当社の財務戦略や外部開示への対応方法について積極的に意見具申するなど、適切な経営監督を行っています。
- ・取締役（監査等委員）中矢一也氏は、これまでの民生品事業における事業開発・製品開発等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から事業の妥当性や考慮すべき視点の反映について積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、報酬諮問委員会委員長として、客観的、独立的な立場から役員報酬制度設計の検討、個別役員報酬の決定等の審議において主導的な役割を果たしています。
- ・取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、長年の公認会計士としての経験に基づいた専門的見地から、事業計画の妥当性、財務・税務計画の在り方、潜在的な会計上のリスク、意思決定の妥当性・適法性の確保等の観点から積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、監査等委員

会委員長の任を担い、事業執行から独立した立場から監督機能を果たすべく、同委員会を主導しています。

- ・取締役（監査等委員）五味祐子氏は、長年の弁護士の経験に基づいた専門的見地から法的妥当性の確認や内部統制/コンプライアンス視点での注意喚起、再発防止に向けた取り組み内容の精査等について積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。

なお、各会議の出席状況は、次のとおりです。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	指名諮問委員会 出席状況	報酬諮問委員会 出席状況
取締役	藤江 直文	全12回中12回	－	全6回中6回	－
取締役	隠樹 紀子	全12回中12回	－	全6回中6回	－
取締役	伊達 英文	全12回中12回	－	－	全6回中6回
取締役 (監査等委員)	中矢 一也	全12回中12回	全13回中13回	全6回中6回	全6回中6回
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	全12回中12回	全13回中13回	全6回中6回	全6回中6回
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	全12回中12回	全13回中13回	－	全6回中6回

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	198	－
連結子会社	13	－
計	212	－

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する7社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ALPINE EUROPE GmbH
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.
4. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
7. ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の配当等

当社は、資本政策として、成長投資・健全な財務・株主還元の3つのバランスを取る方針としています。

株主還元方針は、中長期的に安定的かつ継続的に還元するためにDOE（自己資本配当率）を基準として採用のうえ、3%を目安としています。本方針は2024年度から開始し、原則として4年間運用し、2028年度から始まる中期経営計画2030のタイミングで必要な見直しを行います。

なお、当該期間中においても、大きな経済危機等想定外の事態が発生した場合は、見直すことがあります。

毎事業年度における剰余金の配当については、第2四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年2回とし、その決定は取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記方針のもと、業績の状況、経営環境等を勘案し、中間配当として1株当たり30円、期末配当については、1株当たり32円とし、年間配当62円（前期に比べ2円増配）を予定しています。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2025年10月31日 取締役会決議	6,038	30.00
2026年6月25日 定時株主総会決議（予定）	6,243	32.00

②自己株式の取得

当社は、自己株式の取得については、取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。取締役会においては、他の投資案件との比較、資本効率や財務状況を勘案しながら総合的に判断することとします。

なお、当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項、会社法第178条の規定に基づき自己株式消却に係る事項について決議しましたところ、同取得は終了し、同消却も完了しました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現金及び預金	153,614	1. 支払手形及び買掛金	93,167
2. 受取手形及び売掛金	168,376	2. 短期借入金	37,068
3. 電子記録債権	982	3. 未払費用	15,637
4. 商品及び製品	66,548	4. 未払法人税等	7,013
5. 仕掛品	18,641	5. 賞与引当金	10,867
6. 原材料及び貯蔵品	53,125	6. 役員賞与引当金	85
7. その他	40,393	7. 製品保証引当金	9,811
8. 貸倒引当金	△961	8. その他の引当金	1,860
流動資産合計	500,720	9. その他	65,208
II 固 定 資 産		流動負債合計	240,720
1. 有形固定資産		II 固 定 負 債	
(1) 建物及び構築物	133,103	1. 長期借入金	55,208
減価償却累計額及び減損損失累計額	△96,196	2. 繰延税金負債	26,475
(2) 機械装置及び運搬具	369,086	3. 退職給付に係る負債	7,388
減価償却累計額及び減損損失累計額	△315,341	4. 役員退職慰労引当金	71
(3) 工具器具備品及び金型	162,442	5. 持分法適用に伴う負債	622
減価償却累計額及び減損損失累計額	△146,394	6. 環境対策費用引当金	873
(4) 土地	16,247	7. その他	2,391
(5) 建設仮勘定	35,041	固定負債合計	93,030
有形固定資産合計	157,988	負 債 合 計	333,750
2. 無形固定資産	30,597	(純 資 産 の 部)	
3. 投資その他の資産		I 株 主 資 本	
(1) 投資有価証券	67,655	1. 資本金	38,730
(2) 繰延税金資産	13,847	2. 資本剰余金	122,506
(3) 退職給付に係る資産	430	3. 利益剰余金	207,804
(4) その他	14,396	4. 自己株式	△25,253
(5) 貸倒引当金	△2,483	株主資本合計	343,787
投資その他の資産合計	93,846	II その他の包括利益累計額	
固定資産合計	282,432	1. その他有価証券評価差額金	23,337
資 産 合 計	783,152	2. 土地再評価差額金	△389
		3. 為替換算調整勘定	80,587
		4. 退職給付に係る調整累計額	208
		その他の包括利益累計額合計	103,744
		III 新 株 予 約 権	2
		IV 非 支 配 株 主 持 分	1,867
		純 資 産 合 計	449,401
		負 債 純 資 産 合 計	783,152

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2025年 4月 1日)
(至 2026年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		1,019,459
II 売上原価		837,600
売上総利益		181,858
III 販売費及び一般管理費		139,814
営業利益		42,043
IV 営業外収益		
1. 受取利息	1,881	
2. 受取配当金	1,456	
3. 持分法による投資利益	7,957	
4. 補助金収入	1,020	
5. その他	755	
		13,071
V 営業外費用		
1. 支払利息	987	
2. 為替差損	2,747	
3. 休止固定資産減価償却費	290	
4. 支払手数料	777	
5. 外国源泉税	712	
6. その他	457	
		5,972
経常利益		49,141
VI 特別利益		
1. 固定資産売却益	221	
2. その他	0	
		221
VII 特別損失		
1. 固定資産除売却損	1,155	
2. 減損損失	4,201	
3. その他	61	
		5,418
税金等調整前当期純利益		43,944
法人税、住民税及び事業税	11,089	
法人税等調整額	5,560	
当期純利益		27,294
非支配株主に帰属する当期純利益		414
親会社株主に帰属する当期純利益		26,879

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現金及び預金	26,200	1. 買掛金	78,879
2. 電子記録債権	873	2. 短期借入金	18,839
3. 売掛金	111,454	3. 1年内返済予定の長期借入金	14,400
4. 商品及び製品	15,018	4. 未払金	32,019
5. 仕掛品	6,587	5. 未払費用	6,998
6. 原材料及び貯蔵品	12,020	6. 未払法人税等	614
7. 未収入金	56,310	7. 賞与引当金	6,767
8. 未収還付法人税等	47	8. 役員賞与引当金	75
9. 関係会社短期貸付金	21,186	9. 製品保証引当金	6,084
10. その他	2,742	10. その他	4,537
11. 貸倒引当金	△117	流 動 負 債 合 計	169,215
流 動 資 産 合 計	252,325	II 固 定 負 債	
II 固 定 資 産		1. 長期借入金	49,800
1. 有 形 固 定 資 産		2. 退職給付引当金	4,550
(1) 建物	23,391	3. 環境対策費用引当金	873
(2) 構築物	1,239	4. 繰延税金負債	2,479
(3) 機械及び装置	23,767	5. その他	1,028
(4) 車両運搬具	199	固 定 負 債 合 計	58,731
(5) 工具、器具及び備品	3,041	負 債 合 計	227,947
(6) 金型	2,486	(純 資 産 の 部)	
(7) 土地	15,654	I 株 主 資 本	
(8) 建設仮勘定	9,369	1. 資 本 金	38,730
有 形 固 定 資 産 合 計	79,151	2. 資 本 剰 余 金	
2. 無 形 固 定 資 産		資本準備金	99,993
(1) ソフトウェア	24,797	資 本 剰 余 金 合 計	99,993
(2) その他	357	3. 利 益 剰 余 金	
無 形 固 定 資 産 合 計	25,154	その他利益剰余金	92,828
3. 投 資 そ の 他 の 資 産		繰越利益剰余金	92,828
(1) 投資有価証券	14,100	利 益 剰 余 金 合 計	△25,276
(2) 関係会社株式	48,758	株 主 資 本 合 計	206,275
(3) 関係会社出資金	17,784	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
(4) 関係会社長期貸付金	420	1. その他有価証券評価差額金	5,423
(5) その他	1,418	2. 土地再評価差額金	△947
(6) 貸倒引当金	△412	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,475
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	82,070	III 新 株 予 約 権	2
固 定 資 産 合 計	186,376	純 資 産 合 計	210,754
資 産 合 計	438,701	負 債 純 資 産 合 計	438,701

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(自 2025年 4月 1日)
(至 2026年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 売上高	627,227
II 売上原価	562,911
売上総利益	64,316
III 販売費及び一般管理費	73,199
営業損失	8,882
IV 営業外収益	
1. 受取配当金	57,644
2. 為替差益	1,556
3. その他	1,641
	60,841
V 営業外費用	
1. 支払利息	871
2. 支払手数料	775
3. 外国源泉税	701
4. その他	266
	2,615
経常利益	49,344
VI 特別利益	
1. 固定資産売却益	88
2. その他	0
	89
VII 特別損失	
1. 減損損失	1,134
2. 固定資産除売却損	304
3. 支払補償費	601
4. その他	58
	2,099
税引前当期純利益	47,334
法人税、住民税及び事業税	877
法人税等調整額	△14
	863
当期純利益	46,471

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アルプスアルパイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 悠生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプスアルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アルプスアルパイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 悠生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について子会社を含む取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の①及び②の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式含む）、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（オンライン形式含む）、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役、執行役員の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

アルプスアルパイン株式会社 監査等委員会

監査等委員 東 葎 葉 子 ㊞

常勤監査等委員 笹 尾 泰 夫 ㊞

監査等委員 中 矢 一 也 ㊞

監査等委員 五 味 祐 子 ㊞

（注）監査等委員 東葎 葉子、中矢 一也及び五味 祐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

〔会場ご案内図〕

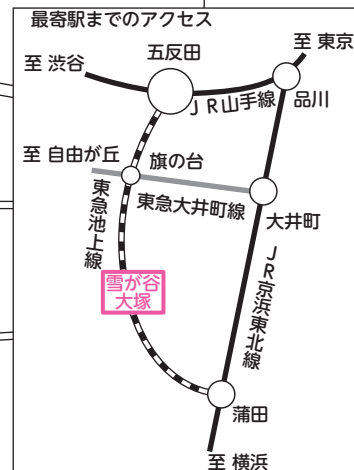


〔ご注意〕

※会場へのお車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

車椅子等でご来場の株主さまには、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



<交通のご案内>



東急池上線「雪が谷大塚駅」下車 徒歩約5分
五反田駅より8駅目(約12分)
蒲田駅より6駅目(約10分)



東急バス「雪が谷バス駅」下車 徒歩約5分
「蒲12」 田園調布駅(東急東横/目黒 各線) ⇄
蒲田駅(J R京浜東北/東急池上/東急多摩川 各線)
「多摩01」 多摩川駅(東急東横/目黒/多摩川 各線) ⇄
東京医療センター



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。